

## 令和4年度 岡崎市認知症カフェ事業実施団体募集要領

### 1 趣旨

認知症の人とその家族が互いに交流するとともに、認知症についての地域住民の理解を深めること等を目的として実施する認知症カフェ事業に対し、岡崎市認知症カフェ補助金を交付する。

本募集要領は、認知症カフェの設置、運営に最も適した事業者を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業内容

(1) 認知症の本人や家族の居場所づくり、交流、情報交換等を目的とし、認知症の本人や家族のための支援拠点となる認知症カフェを設置する。

認知症カフェ開設の理念

ア オープンな認知症カフェである（地域との交流）

イ 認知症の本人やその家族が主体の場である（参加の自由）

ウ 本人、その家族同士の交流の場である（安心感）

エ 参加することで、認知症の本人ができることを見つける場である（役割を見つける）

オ 認知症に関する相談に応える場であるとともに、情報の発信をする場でもある（認知症の啓発）

(2) 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに1回2時間以上、4回以上開設する。

(3) 実施場所等

認知症カフェは、市民が集いやすい場所に設置する（10名以上対応できる広さ）。事業の実施は、市政だより、ホームページ、チラシ等を活用して広く周知する。

(4) 補助内容

運営費の1/2以下を予算の範囲内で1団体上限20,000円（税込）を20団体に補助することとする。

### 3 資格

次のいずれにも該当する団体等とする。ただし、宗教活動、政治活動または公序良俗に反する事業を行う者は除く。

(1) 市内に事業所又は住所を有する者で市内を主な活動範囲としているもの

(2) 認知症の相談・支援に応じることができ、積極的に認知症に関する普及

啓発活動を行うことができること。

- (3) 代表者、運営、その他主要な点が規約、会則等で定められていること。
- (4) 団体としての運営及び会計処理が適正に行われていること。
- (5) 5人以上で構成されているもの

#### 4 受付期間

令和4年3月14日(月)～令和4年3月28日(月)

申込受付期間内に申請が20団体に満たない場合は、申込受付期間後についても申請を受け付けるものとする。

#### 5 提出書類

受付期間中に以下の提出書類を提出先まで提出すること。

- (1) 岡崎市認知症カフェ事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 認知症カフェ事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業に係る収支予算書(様式第3号)
- (4) 構成員名簿
- (5) 食品衛生管理者となることができる資格を証する書類(食品を提供する事業を実施する場合に限る。)
- (6) 団体の定款、会則、規約等
- (7) その他必要と認める添付書類(専門職の経歴、免許証の写し、団体の活動実績がわかるもの等)

#### 提出・問い合わせ先

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 長寿課 予防係

電話 0564-23-6836(平日8:30～17:15、土日祝日を除く)

#### 6 審査及び受託者の選定

提出書類をもって審査する。当初の受付期間内に20団体以上の申請があった場合は、下記の審査内容に基づいて審査を行い、高得点の団体のうち上位20団体を補助事業者として選定する。結果については、審査が完了し次第、個別に通知する。

審査内容	評価項目	点数
信頼度・活動状況	事業者の実績、組織・体制の状況、社会貢献	30点
事業計画	提案内容、実施回数、運営スタッフ数、ボラ	40点

	ンティア等の活用、認知症当事者に着目したプログラム	
運営に関する事項	設置場所、利用可能人数、運営費の積算	30点

## 7 その他（留意事項）

- (1) 提出書類は原則返却しないため、問合せがあった時に対応できるよう、**提出前に写しを取り、保管すること。**
- (2) 活動については、長寿課及び地域包括支援センターと連携を図ること。
- (3) 地域包括支援センターや介護サービス事業者、地域の関係者等と連携を**図り、地域に開かれた場になるよう努めること。**
- (4) 飲食の提供については、担当課及び保健所に相談すること。
- (5) 茶菓等を提供する際には、衛生管理に留意すること。また、運営スタッフが感染源となることを予防し、運営スタッフ自身も感染の危険から守るため、必要に応じて使い捨ての手袋を使用するなど、徹底した感染予防対策を講じること。
- (6) 本事業に係る経理と他の事業に係る経費とは明確に区別をすること。
- (7) 利用者の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、**正当な理由なくカフェ事業において知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な対策を定めること。**